

介護保険法に基づく許可及び指定の一部の効力の停止について

医療法人蘇春堂（人吉市）が運営する介護医療院、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に対して、介護保険法（以下「法」という。）に基づく許可及び指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止及び介護報酬支払額を7割に制限 6か月）を行いましたのでお知らせします。

1 事業者等

- (1) 事業者名 医療法人蘇春堂（理事長 清水 治樹）
所在地：人吉市上青井町 1 7 6
- (2) 事業所名 ① 球磨病院介護医療院
所在地 : 人吉市上青井町 1 7 0 - 1
サービスの種類：介護医療院
- ② 球磨病院介護医療院
所在地 : 人吉市上青井町 1 7 0 - 1
サービスの種類：短期入所療養介護
- ③ 球磨病院介護医療院
所在地 : 人吉市上青井町 1 7 0 - 1
サービスの種類：介護予防短期入所療養介護

2 処分内容

介護医療院の許可並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止及び介護報酬支払額を7割に制限 6か月）

3 停止期間

令和7年（2025年）3月25日から令和7年（2025年）9月24日まで

4 処分理由

【介護医療院】

法第114条の6第1項第6号及び第7号に該当。

- (1) 令和2年（2020年）8月から令和6年（2024年）9月までの期間において、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）で届けられている人員配置区分を満たしていない。
- (2) (1) について、令和2年（2020年）7月に県に提出された体制届には、介護職員として勤務実態のない職員等を勤務するように記載した「勤務体制及び勤務形態一覧表」を添付し、人員配置区分を満たすように見せかけていた。
- その後、令和3年（2021年）4月、同年5月、令和6年（2024年）4月に体制届が提出されているが、全て同様の「勤務体制及び勤務形態一覧表」を添付し、人員配置区分を満たすように見せかけていた。
- (3) (1) 及び (2) を行うことにより、本来請求すべき額より過大な介護給付（施設介護サービス費）の請求を行っており、これらの行為は、法第114条の6第1項第6号に定める「施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき」に該当する。

- (4) また、令和6年（2024年）10月30日に法第114条の2第1項に基づいて提出を命じた従業者の過去の出勤簿及び勤務計画表について、介護職員の人員配置区分等を満たしているように見せかける虚偽の出勤簿及び勤務計画表を提出しており、この行為は、法第114条の6第1項第7号に定める「虚偽の報告をしたとき」に該当する。

【短期入所療養介護】

法第77条第1項第10号に該当。

- ・ 短期入所療養介護は、介護医療院の開設の許可に伴い法第72条第1項の規定により指定があったとみなされたものであり、当該介護医療院について、この法律に違反があった（法第114条の6第1項第6号及び第7号に該当）。

【介護予防短期入所療養介護】

法第115条の9第1項第10号に該当。

- ・ 介護予防短期入所療養介護は、介護医療院の開設の許可に伴い法第115条の11の規定により準用する法第72条第1項の規定により指定があったとみなされたものであり、当該介護医療院について、この法律に違反があった（法第114条の6第1項第6号及び第7号に該当）。